
美唄市一般廃棄物処理基本計画
概要版

【第2次】

令和2年度

美唄市

□計画の策定にあたって

◆計画改定の趣旨（計画書 1 頁）

美唄市では、平成 15 年 3 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいてごみの減量、リサイクル、適正処理の基本方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、これに従い各種施策の推進に努めてきました。この間、ごみの有料化の導入、生ごみの分別収集と堆肥化、燃やせるごみの広域処理への変更や、し尿及び浄化槽汚泥の広域化処理、そして、最終処分場の延命化の検討について基本方針を明確にするなど、ごみ処理及びし尿処理の大きな転換を進め、将来に向けた適切な処理のため、計画内容を見直し、各種施策に取り組んできました。

本計画においては、これまでの考え方を継承し、ごみ処理においては、国の基本計画策定方針に基づき、長期的・総合的視点に立って、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることとし、生活排水処理においても同様に、本市の現状を踏まえ、国の基本計画策定方針に基づくものとします。

◆計画の位置付け（計画書 1～2 頁）

本計画は、美唄市の現状を踏まえ、関係法令や上位計画の理念に基づき、廃棄物排出量の削減と資源化の推進、廃棄物の適正な処理により、循環型社会の構築を目指すものとします。

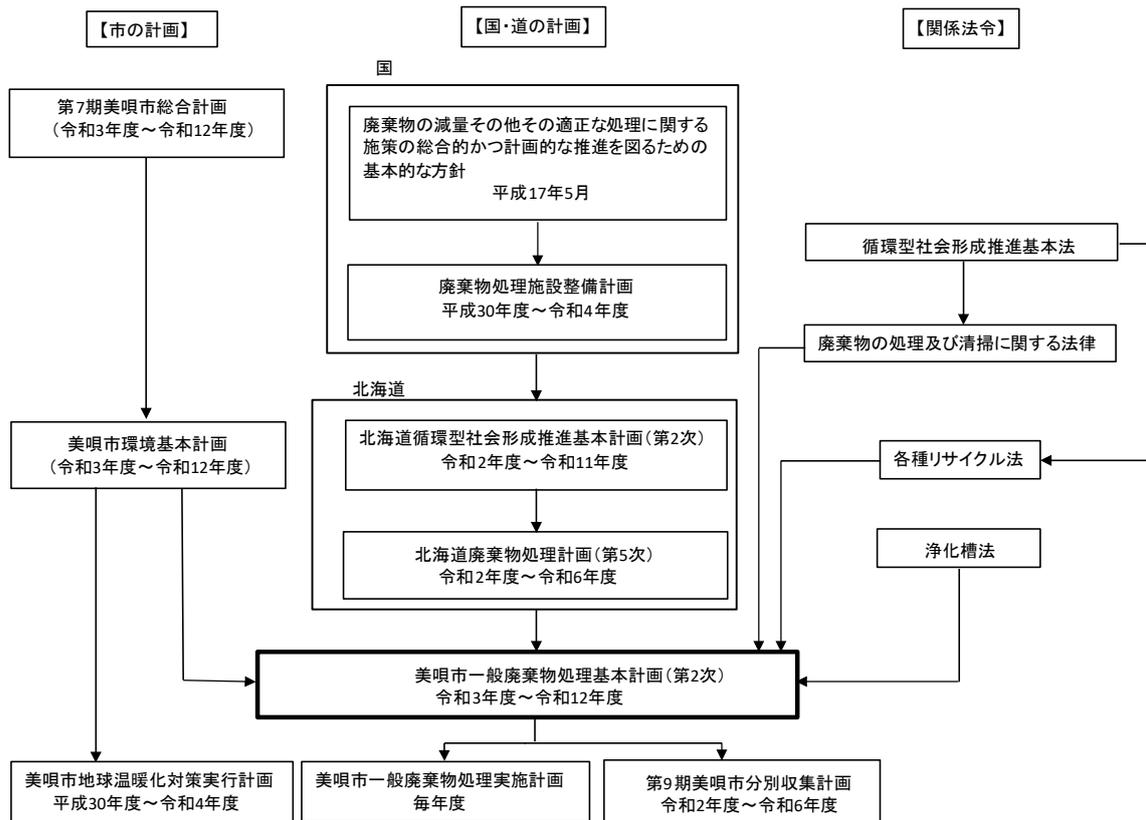


図-1 計画の位置付け

◆計画期間（計画書 2 頁）

本計画は令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度を目標年度とする 10 年間の計画とします。

□ごみ処理の現況及び課題

◆ごみ処理の現況（計画書 11～23 頁）

ごみ処理の現況は次のとおりです。

- ◎ 生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみを分別収集します。

生ごみは、美唄市生ごみ堆肥化施設にて堆肥化し、燃やせるごみは、岩見沢市の焼却施設にて広域処理しています。燃やせないごみは、美唄市一般廃棄物最終処分場にて破碎後埋め立て、資源ごみは美唄市リサイクルセンターにて中間処理しています。

区分	収集回数	備考
生ごみ	週2回	
燃やせるごみ	週1回	
燃やせないごみ	月2回	農村地区：月1回
粗大ごみ		4～11月、3月
資源ごみ	プラスチック	週1回
	紙パック	月2回
	ダンボール	月2回
	空き缶	月2回
	ペットボトル	月2回
	空きびん	月2回

表-1 分別区分

- ◎ ごみ排出量は、平成 19 年からの家庭ごみ有料化の実施から減少傾向にあり、令和元年度は 6,723t となっています。

1 人 1 日当たり平均排出量は、平成 30 年度は 888g で、全道平均(969g/人/日)よりも低い値となっています。

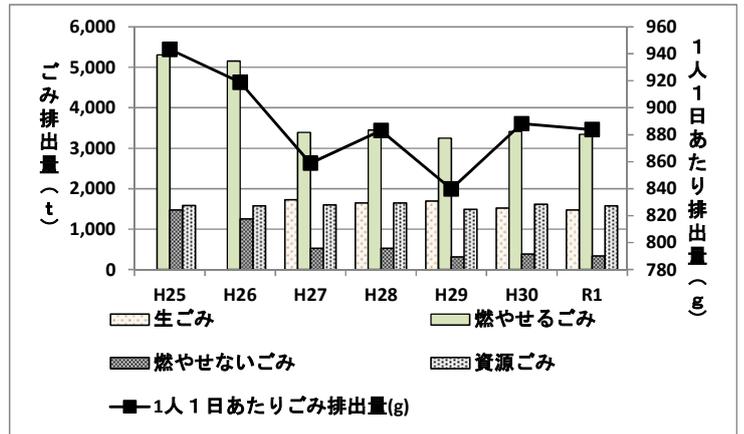


図-2 ごみ排出量の推移

- ◎ リサイクル率は、平成 26 年度までは、20% 未満でしたが、平成 27 年度より開始した生ごみの堆肥化や枝木の再利用によって、リサイクル率は 20% を超え、平成 30 年度は 25.0%、令和元年度は 25.3% となっており、平成 30 年度の全道平均 23.9% よりも高くなっています。

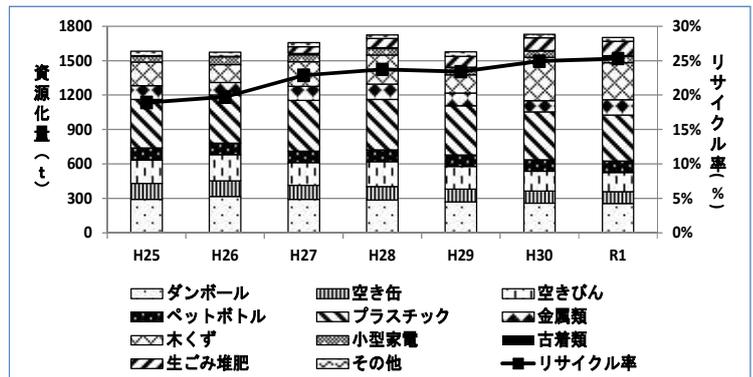


図-3 資源化量の推移

- ◎平成 27 年から、生ごみの分別収集を開始するとともに、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみについて、排出されたごみをそれぞれ適切に収集・処理できるよう、種別、頻度を定めて収集を行っています。将来的には、少子高齢化、人口の減少による収集体制の再検討が考えられます。

◎最終処分量は、平成 27 年度より、生ごみは堆肥化し、燃やせるごみは岩見沢市の焼却施設にて焼却し、焼却灰のみ持ち帰って埋め立てているため、さらに減少し、平成 30 年度最終処分量は 767t/年程度となっています。

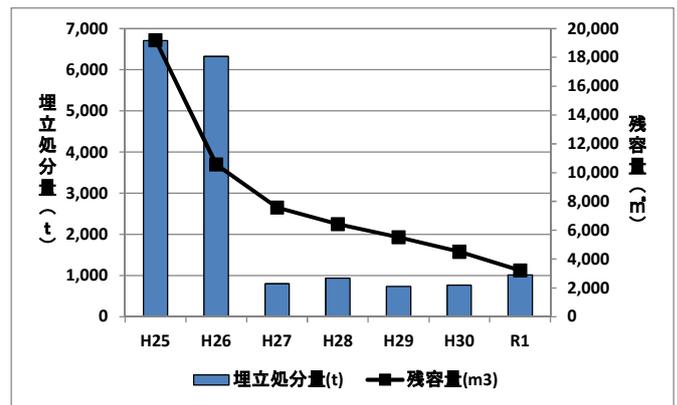


図-4 残余容量の推移

◎生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみの適正分別率は、それぞれ約 99.8%、約 84.3%、約 41.5%であり、燃やせないごみの適正分別率が低く、排出量(乾重量ベース)による加重平均を取ると適正分別率の平均値は 81.2%となっています。

燃やせないごみの約 40%は、可燃物であり主にプラスチック製品類やビニール類が多く混入されています。

分類	ごみの組成(乾重ベース)(%)			総計
	生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	
生ごみ	99.82%	10.40%	0.32%	
可燃物	0.06%	84.26%	40.13%	
不燃物	0.00%	1.94%	41.53%	
資源物	0.12%	3.40%	18.02%	
合計	100.00%	100.00%	100.00%	
適正分別率	99.82%	84.26%	41.53%	81.20%
適正排出量(t)	292.2	2,124.2	137.7	2,554.1
総排出量(t)	1,467.6	3,345.0	331.7	5,144.3
ごみ量(t)	292.7	2,521.0	331.7	3,145.4
水分量(t)	1,175.0	824.0	-	1,998.9

表-2 組成調査結果

◎平成 30 年度の収集運搬費は、約 1.7 億円、中間処理費は約 1.2 億円、最終処分費は約 1.1 億円で、処理単価はごみ量 1t 当たり約 68,000 円、人口 1 人当たり約 22,000 円となっています。平成 26 年度にその他経費が増加していますが、これは平成 27 年度に供用開始した生ごみ堆肥化施設の建設工事費及び燃やせるごみストックヤードの建設工事費が含まれているためです。全道平均に比べ本市は高くなっていますが、要因として、ごみ処理経費の増加に対し、人口及びごみ量が減少しているためです。

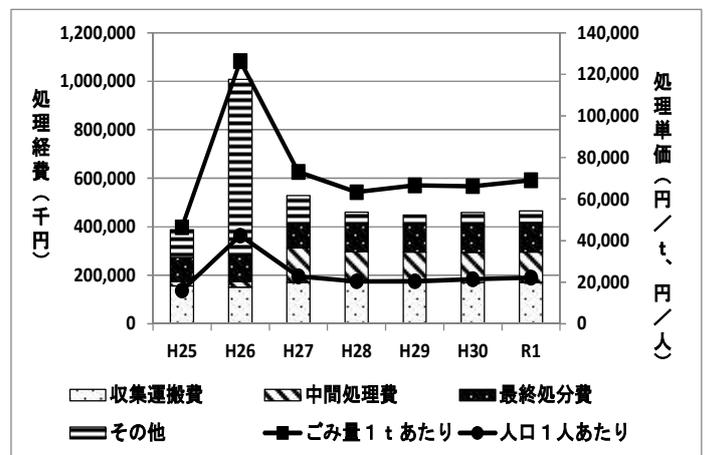


図-5 ごみ処理経費の推移

◆ごみ処理の課題（計画書 26～30 頁）

ごみ処理事業を実施していく上での課題等として次の事項があります。

- ◎ごみの排出抑制・資源化(ごみの排出量の削減、適正分別率の向上、資源回収の取組みの充実)
- ◎収集運搬体制(収集運搬体制の充実)
- ◎中間処理(リサイクルセンターの既存設備の更新)
- ◎最終処分場(最終処分場の既存設備の更新、嵩上げ工事費の負担)
- ◎留意すべき事項(ごみ処理経費の削減、地球温暖化対策)

□ごみ処理基本計画の策定

◆ごみ処理の目標（計画書 31～32 頁）

市民・事業者・行政の協働により、良好な地域の環境、地球環境を保全し、環境への負荷の少ないまちづくりを目指し、次の4つの目標を定めます。

- ◎1人1日当たりのごみの排出量を7%以上削減する
- ◎適正な分別の周知により、適正分別率を90%以上にする
- ◎分別の徹底により、リサイクル率を28%以上にする
- ◎排出抑制と適切な中間処理の実施により、最終処分率を11%以下にする

◆将来推計に見込んだ数値目標（計画書 37 頁）

ごみ処理の目標を実現するため、次の数値目標の達成を目指します。

施策	指標	目標	
		現状	R12 予測
家庭での生ごみ処理(堆肥化)の促進	家庭で生ごみの堆肥化を実施している世帯の割合	19.5% ^{*1}	30%
新聞・雑誌、雑紙類の資源化	燃やせるごみ中の新聞・雑誌の割合	10% ^{*2}	5%
	燃やせるごみ中の雑紙の割合	13% ^{*2}	8%
燃やせるごみ・燃やせないごみの分別の徹底	燃やせるごみ中の生ごみの割合	5% ^{*2}	0%
	燃やせないごみに含まれる直接資源化可能なごみの割合	18% ^{*2}	3%
	燃やせないごみに含まれる可燃ごみの割合	40% ^{*2}	5%
中間処理の実施	燃やせるごみの減量化率	0%	87%

表-3 数値目標

*1:一般市民へのアンケート調査において「いつも行っている」と回答した割合

*2:令和元年度のごみ組成調査結果より算定

◆施策体系(計画書 39 頁)

以下に施策体系を示します。

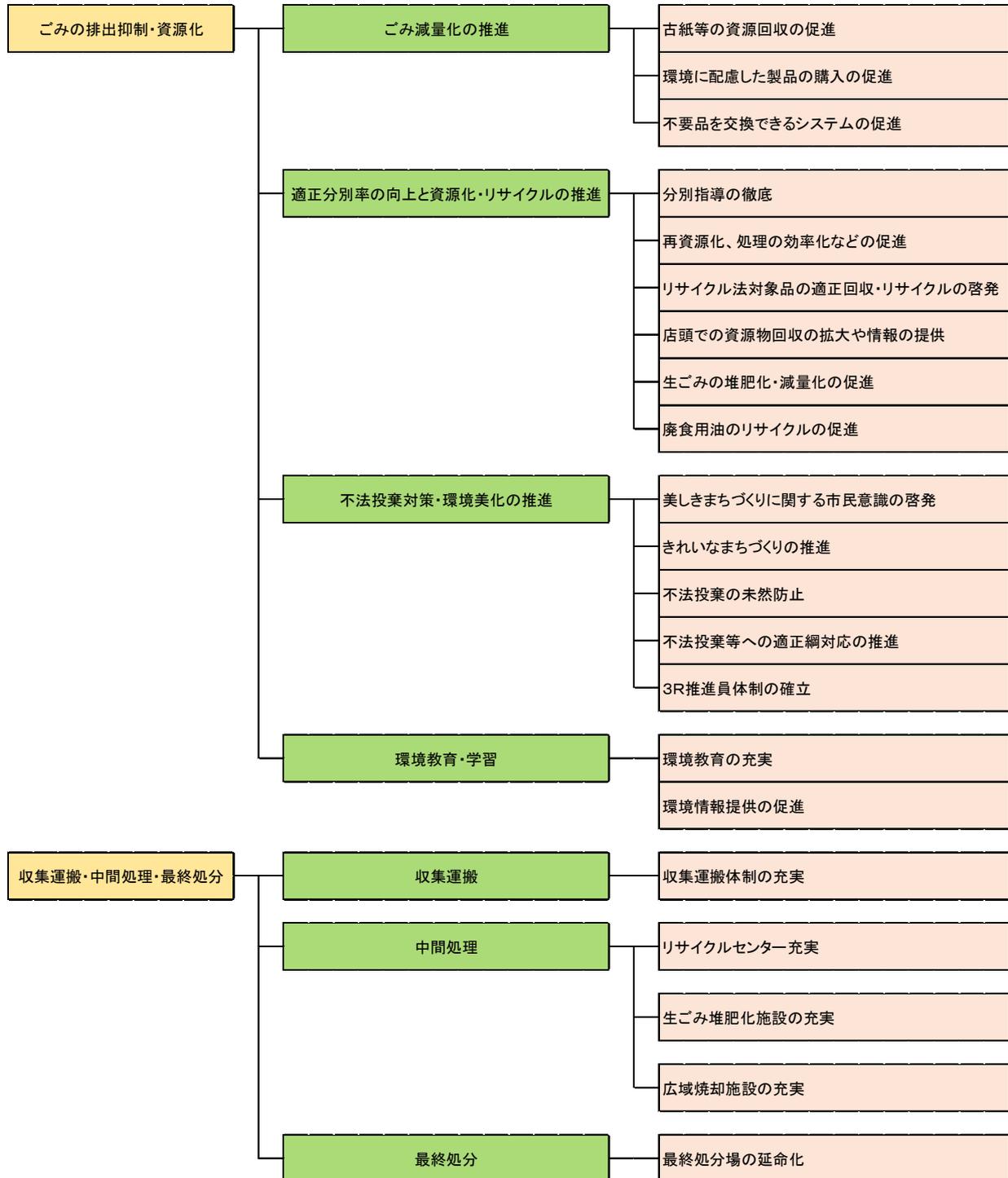


図-6 施策体系

◆ごみ処理施設の整備に関する事項（計画書 45 頁）

最終処分場の嵩上げにより、令和 20 年までの埋め立てを予定していますが、その後の処分方法について検討を進めていく必要があります。

◆留意すべき事項への対応（計画書 45 頁）

○ごみ処理経費の削減

本市では、ごみ有料化を実施しており、有料ごみ袋によりごみ処理手数料を徴収しています。手数料の負担割合についてはごみ処理経費の 25%相当としており、ごみ処理経費については、毎年報告している「美唄市の環境概要」等の中で公表しています。

ごみ処理経費が直接的に市民負担の増減につながりますので、より経済的、効率的な収集運搬体制の構築、中間処理方法の検討をしていき、さらには、資源化に関する様々な情報を市民へ周知、啓発し、ごみ排出量を削減し、ごみ処理経費の削減へとつなげていきます。

今後も引き続き、ごみ処理経費の公表を行っていくとともに、将来的なごみ処理量、ごみ処理経費の変化に応じ、状況に応じた手数料の検討を行っていきます。

□生活排水処理基本計画

◆基本方針（計画書 47～48 頁）

本市の生活排水処理は、これまで公共下水道の整備によって市街地を中心とした生活排水処理の拡大を行ってきており、この結果、公共用水域の汚濁防止並びに水洗化による生活環境の改善に寄与してきました。しかし現在は、公共下水道の区域外での生活排水処理対策の推進が課題として残っています。

生活排水を適切に処理することが重要であり、生活排水処理の目標を水質の改善のみならず、公衆衛生の向上と快適な生活環境の創出を目指すものとし、市民に対して生活排水対策についての意識啓発を行い、生活排水処理計画を確立し、自然環境保護に努めます。

- 公共下水道区域**: 下水道事業認可区域については、同事業認可に基づいて整備を行います。そして整備終了後は、各家屋の公共下水道への接続を促進します。
- 公共下水道区域外**: 下水道事業認可区域外については、「個別排水処理施設整備事業」により合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 単独処理浄化槽**: 単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を指導していきます。
- 家庭での生活排水対策の推進**: 市民へ生活排水対策に関する広報・啓発活動を実施し、家庭から出る排水をできるだけ汚さないよう、日々の生活から実践できる取り組みを普及していきます。

◆今後の施策（計画書 62～63 頁）

今後、次の取り組みを推進していくことで、生活排水処理の向上を図っていきます。

- 収集・運搬計画**: し尿及び浄化槽汚泥の収集は、現行どおり委託業者及び許可業者により実施し、石狩川流域奈井江浄化センターへ搬入します。
- 中間処理計画**: 計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量を対象とし、収集したし尿及び浄化槽汚泥は石狩川流域奈井江浄化センターにて処理します。なお、美唄市し尿処理場については廃止します。
- 経済的支援策**: 合併処理浄化槽の利用促進を図るため、個別排水処理施設整備事業により、住民の分担金を10%とするなどの経済支援制度を実施しています。今後もこのような支援制度を継続します。
- 住民に対する広報・啓発活動、協力体制作り**: 生活排水処理は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽により全て処理することが理想であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性をさらに周知するため、広報・啓発活動を実施していきます。